

平成24年第17回

# 荒川区教育委員会定例会

平成24年9月14日

於) 特別会議室

荒川区教育委員会

平成24年荒川区教育委員会第17回定例会

1 日 時	平成24年9月14日	午後1時15分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 委 員	小 林 敦 子 青 山 侖 高 野 照 夫 高 田 昭 仁
4 欠席委員	教 育 長	川 寄 祐 弘
5 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 社 会 教 育 課 長 社 会 体 育 課 長 指 導 室 長 南 千 住 図 書 館 長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	谷 嶋 弘 佐 藤 泰 祥 丹 雅 敏 平 賀 隆 山 本 吉 毅 泉 谷 清 文 武 井 勝 久 小 堀 明 美 瀬 下 清 大 谷 実 浅 沼 佳 子 湯 田 道 徳 渡 部 由 香

(1) 報告事項

- ア 平成25年度区立幼稚園等の入園募集について
- イ 小学校特別支援学級（情緒障がい等通級指導学級）の増設について
- ウ 「いじめ問題」に関する現状と取組について
- エ 学校パワーアップ事業の実施等について

- オ 平成24年度全国学力・学習状況調査の調査結果について
  - カ 下田市での巨大地震時における想定される津波について
  - キ 平成24年度夏季休業中の諸活動の結果等について
  - ク 荒川コミュニティカレッジ第1期生修了式及び第3期生入学式について
- (2) その他
- ア 「体育の日記念行事」について

委員長 それでは、ただいまから荒川区教育委員会第17回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日は教育長が欠席のため、4名出席でございます。

会議録の署名委員は、青山委員及び高田委員をお願いいたします。

教育部長、あいさつをお願いいたします。

教育部長 本日の御審議、よろしくお願いいたします。

委員長 6月8日開催の第11回定例会の会議録、及び6月22日開催の第12回定例会の会議録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、確認等をしていただきました。本日、特に委員から意見等がなければ承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、承認いたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、報告事項が8件でございます。

初めに、「平成25年度区立幼稚園等の入園募集について」、御説明をお願いいたします。

学務課長 「平成25年度区立幼稚園等の入園募集について」でございます。

区立幼稚園全園及び汐入こども園におきまして、平成25年度の入園募集を実施いたします。

まず、募集人数でございますが、幼稚園需要と各園の施設状況を勘案いたしまして、募集人数を設定いたします。

幼稚園です。3歳児は、25人の定員を弾力的に運用いたしまして、南千住第二幼稚園30人、その他の各幼稚園35人といたします。

4歳児及び5歳児は、在園児の進級状況を勘案いたしまして、受け入れ可能な人数といたします。

各園の募集人数を表にまとめてございます。南千住第二幼稚園で説明させていただきますと、3歳児は定員25人ですけれども、募集を30人と増やしてございます。4歳児については、定員70人に対しまして進級を30人と見込んでございますので、40人を募集する。同様に、5歳児については22人を募集するという内容になってございます。各園の状況は記載のとおりでございます。

今年度の変更点でございますけれども、町屋幼稚園の4歳児につきまして、1学級35人を2学級にして70人に増やしているという形になってございます。

続いて、汐入こども園の短・中時間保育についてでございます。考え方は同様で、3歳児は定員と同じ10人といたします。4歳児、5歳児については、在園児の進級状況を勘案いたしまして、受け入れ可能な人数といたします。表に記載してございますが、3歳児は10人、4歳児33人、5歳児は5人の募集といたします。

次に、募集期間は、平成24年11月5日、6日を予定してございます。

裏面を御覧ください。募集人数を超える入園申し込みがあった場合の対応でございます。

募集人数を超える入園申し込みがあった場合は、公開抽選により入園者を決定いたします。

抽選で外れた場合は、補欠登録を行います。

補欠登録者は、入園辞退等により空きが生じた場合に、抽選結果に基づく補欠順位の上位から、繰り上げ入園といたします。

なお、補欠登録につきましては、平成26年3月まで有効といたします。

次に、入園再申し込みの受付でございます。

入園手続き締め切り後、募集人数に空きがある場合は、11月22日以降、随時、入園申し込みを受け付けます。

なお、補欠登録者は、当該園の補欠登録を辞退の上、抽選実施以外の園を申し込むことができることといたします。

今後の予定でございます。9月19日に、文教・子育て支援委員会に報告し、10月に入りまして、上旬に入園案内及び申込書を配付、始めます。11日には、募集内容等を区報に掲載し、11月5日・6日に入園申し込みを受け付けます。7日に、最終申込結果及び抽選の有無を公表いたします。13日には抽選がある場合には公開で抽選を実施いたします。20日に入園手続き締め切りで、22日以降、空きがある園につきましては入園再申し込みの受付を始めさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長 ただいまの説明について、質問などございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 すみません、1点だけ。3歳児の場合、定員25名で募集30名と、若干増えるわけですが、その場合、教師の配置はどうなりますでしょうか。

学務課長 職員の配置につきましては、3歳児のクラスは1クラス、非常勤職員を基本的に2名配置してございます。園児が21人以上の場合は、臨時職員をプラスで1名配置。さらに26人以上の場合には、非常勤職員を1名配置ということで、募集人数が最大の場合には、4人の体制を組ませていただきます。

委員長 わかりました。

高田委員 途中で、入園辞退で空きが生じた場合に、補欠が上がってくるということですか。抽選で外れて、私立に行くと、入園金を既に払ってしまっていると、もう来ないのではないですか。

学務課長 そういうケースもございます。聞いてみると、やはり区立と私立を併願するケースが結構多く、最初に、区の方は5日、6日で募集をかけますけれども、実際には私立の方が先とい

うことがあります。

高田委員 私立の方が先なのですか。

学務課長 そういう状況です。

高田委員 はい。わかりました。

委員長 では、よろしいでしょうか。

では、続きまして、「小学校特別支援学級（情緒障がい等通級指導学級）の増設について」、御説明をお願いいたします。

学務課長 「小学校特別支援学級（情緒障がい等通級指導学級）の増設について」でございます。

情緒障がいのある児童に対する特別支援教育の充実を図るため、尾久宮前小学校内に情緒障がい等通級指導学級を増設いたします。

まず、設置の理由でございます。

情緒障がいのある児童については、東京都の推計では都全体で平成27年度には21年度比1.7倍の増加が見込まれております。

荒川区においても増加傾向にございまして、平成24年度には40人を超えると見込んでございます。

現在、通級指導学級は、第四峡田小学校に4学級を設置しておりますが、同校では、これ以上、学級を増やすことが難しい状況にございます。

このため、尾久宮前小学校に通級指導学級を2学級設置いたします。

設置の内容でございます。設置の時期は平成25年4月、設置場所は尾久宮前小学校、種別といたしましては、情緒障がい等通級指導学級でございます。定員は2学級で20人を予定してございます。

次に、教員配置及び設置準備でございますけれども、教員につきましては3名の配置を予定してございます。教員につきましては都の負担になります。

それと教室等は、普通教室2部屋を予定してございまして、間仕切り等の施設改修を行うとともに、児童用ロッカーや書庫等の備品を整備いたします。これにつきましては区の負担といたしまして、現在、概算で800万円を予定しているところでございます。

参考といたしまして、荒川区における特別支援学級の状況をまとめてございます。

まず、小学校の固定学級でございますけれども、汐入小学校ほか5校で、現在のところ、学級数は11、在籍人数といたしましては68名でございます。

裏面を御覧ください。

小学校の通級指導学級でございますけれども、まず第三峡田小学校に難聴、それから言語障がいの学級で、4クラスで51名が在籍してございます。それから、第四峡田小学校は、情緒障が

い学級が、4学級で32人が在籍してございます。

中学校の固定学級でございますが、一中と尾久八幡中に知的障がい学級として、6学級で45人が在籍してございます。

中学校の通級指導学級は、九中に情緒障がいということで、3学級21人が在籍してございます。

以下、各障がい学級の説明を記載してございますので、これについては御参照いただきたいと思えます。

最後に、今後の予定でございます。9月19日に文教・子育て支援委員会に報告いたしまして、その後、準備を進め、平成25年4月、学級を開設いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

高田委員 どうして情緒障がい児童が1.7倍にも増えてしまうのですか。

学務課長 その原因というのは明らかにはなっていないですけれども、情緒障がい傾向として、かなり増えているという状況がございまして、東京都の推計で増加が見込まれ、国の方で見ているのが、今、通常学級に在籍している中でも約6%のお子さんが、やはり情緒障がいの方だと。区の方も、今、あり方検討会を開いて、アンケート等で調べてみますと、同様にやはり、若干、少なめではありますが、5%以上は在籍しているという状況になってございます。

知的障がいについては、増加傾向はあまりなく、微増ぐらいなのですけれども、発達障害についてはそういう形で、全体的に増えてきているという状況で、対応を今、尾久宮前につくるのを初め、今後も検討していくという状況です。

高田委員 これは宮前にできると、四峡の方が少し減るといことはないのでですか。

学務課長 今、尾久地区からも四峡の方に通われているお子さんもいますので、その方が移るかと思っております。

委員長 以前に、教育心理の先生に教えていただいたことがあるのですが、日本の場合、出産のときの低体重児が非常に増えているらしいのです。ほかの先進国では、子供の生まれるときの体重が3,000gとか、もうちょっと多い子供が多いのですけれども、日本に関しては子供が小さく生まれるといった問題があって、それが発達障害との関係があるのではないかと指摘される先生もいらっしゃいます。日本の場合、若い女性たちがダイエットに極端に気を使うといった要因もあるのではないかと伺ったことがあります。

高田委員 これは通級学級ですから、ふだんは普通の児童と一緒に授業をしているけれども、週に一、二回、8時間以内で、そのクラスに通うということですか。

学務課長 そうですね。それで、コミュニケーション能力がやはり不足しているところを、その

通級学級で改善をして、通常学級に戻っていくというのを進めるという形です。

高田委員 3名教員が配置されると、通級学級でやるときには、その3人は教室の補助の教員みたいなにいるのですか。そのときはいないのですか。

学務課長 通級学級での指導状況としては、個別に、先生1人に対してお子さん1人でやるケースと、グループ活動的にゲームとかを初め、やるケースという形で対応しているということで。あと、通級学級については、補助員であるとか支援員さんとかというのは、そういう意味ではつけてございません。その3人の中でやっていただくという形です。

高田委員 通常学級の授業のときに、都が負担してくれるこの3名の教員はその間は何をしているのですか。

学務課長 午前中に来るお子さんと、午後に来るお子さんという形で、それを組み合わせながら行っていますので、通級学級の方の先生方は、午前から午後まで誰かしらいるように対応している状況です。

それから、あと、通級指導学級の先生方については、通常学級での先生と連絡をとりながら、そのお子さんを通常学級ではこういうふうに指導していますよ、通級ではこういう状況ですよというのを、かなり頻繁にやりとりをしていただいて、見えています。

高田委員 わかりました。

高野委員 第四峡田小学校にいますよね、小学生の場合は、32名。

学務課長 はい。

高野委員 この子たちは、通常学級に行く場合、どういう影響を及ぼしているのですか。つまり、障がいの子供たちに、効果があるかないか、実態はどうなのですか。また、こういう情緒障がいの子たちにどういった影響があるのでしょうか。

指導室長 コミュニケーション能力に課題があって、例えば通常学級にいるときには、授業中でも場合によってはパニックになってしまったり、あるいは、突然、大きな声を出してしまったりといったようなことで、授業の妨げになるケースもあります。それは程度にもよりますし、その子の状況にもよりますので、担任の指導で対応している場合もありますし、特別支援補助員とかがついているケースもあるかと思いますが、そういうのを情緒障がい学級の取り出しのコミュニケーション能力を育てるような学習であるとか、対応を教えるとかといったようなところで改善されていく子もいます。

高野委員 そうすると、両者にいいわけですね。社会に巣立つための勉強にも、通常学級の場合の子たちにもあると。それから、情緒障がいのある子たちには、社会に対しての融合を可能にさせるという。

委員長 そうですね。やはり早い段階で適切なケアをするのは、大切です。早い段階でやれば改



善いたしますので、その意味では極めて重要だと思うのです。

高野委員 そうい社会の一員として成長するわけですから、大人の社会はもっとすごいですからね。

委員長 では、よろしいでしょうか。

続きまして、「『いじめ問題』に関する現状と取り組みについて」、御説明をお願いいたします。

指導室長 「『いじめ問題』に関する現状と取り組みについて」、報告をさせていただきます。

内容でございます。荒川区における「いじめ問題」の状況でございますが、まず文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による本区における「いじめ」の認知件数の経年変化を過去5年間、表にさせていただきました。

件数のほかに、そこに1,000人当たりの人数ということで、ちょうど一昨日、東京都の数値も公表されておりましたけれども、例えば平成23年度を見たときに、東京都の1,000人当たりの認知件数が5.8件、荒川区は2.6件ということで、23年度だけ見れば半分以下といったようなことでございます。例年、5年間を見ても、東京都の認知件数よりは、かなり低い数値で出ている状態でございます。

(2)「いじめの実態把握のための緊急調査」結果概要でございます。7月17日に実施いたしました。本調査は全児童・生徒に対して直接アンケート形式による実態調査を実施しております。

いじめとして認知した件数ですが、13校で39件でございます。内訳といたしまして、一部重複いたしますが、言葉によるいじめが31件、暴力が8件、無視が5件、ネットによる誹謗中傷が1件、その他1件ということでございます。

解消した件数が10校で32件。鎮静化はしておりますけれども、経過観察中の件数が4校で7件ということでございます。

いじめとして認知した際の基本的な対応といたしましては、当該の児童・生徒への面談による事実確認を行いまして、児童・生徒の保護者との面談を経て、児童・生徒への指導、事後観察といった一般的な対応がございます。

内容によって、児童相談所、警察等の関係諸機関との連携を図りますけれども、近年、大きな問題で警察と連携を図ったということはありません。

2番、これまでの取り組みについて、まず文部科学省でございますが、毎年度末に教員に対するいじめの認知件数の調査を実施しております。それが1の(1)の数値がその状態でございます。

「いじめ問題」に対応するための指導資料等を作成し、学校に配付し、指導に生かしております。

す。

東京都でございますが、スクールカウンセラーを都内の全中学校等に配置しております。

また、毎年、6月、11月、2月を「ふれあい月間」として、教員に対する「いじめの認知件数」についての調査を実施しております。

さらに、24時間対応の「東京都いじめ相談ホットライン」を開設し、周知用のカードを配付しております。

裏面でございます。

荒川区におきます今までの対応でございますが、道徳教育において「いじめ問題」などを題材とした、子供の心に迫る指導（グループ討議等）も取り入れて実施をしております。

学校行事等による人間関係形成能力の育成を図っております。

道徳授業地区公開講座による地域・家庭との連携の推進も図っております。

また、具体的などころでは、各学校で小さなサインを見逃さないためのいじめの状況を把握する情報交換の実施、週に1回、どの学校でも行っております。

また、心理専門相談員等による電話相談、23年度では、いじめに関するものは9件、学校巡回相談、23年度は40件といったようなところでサポートをしております。

また、必要に応じて指導主事を学校に派遣して学校の支援に当たっておりますが、23年度に8件ございました。

3といたしまして、大津市の「いじめ問題」を踏まえての対応でございますが、まず、いじめの実態把握のための緊急調査、先ほど申し上げたものですが、7月に実施をいたしまして、また追跡調査も行っているところでございます。

校長会にて、「いじめ問題」根絶に向けての取り組みの徹底を周知、7月また9月の校長会でも話をしております。

教員の「いじめ問題」への対応力の向上研修の実施、いじめについての具体的な事例を検討する初任者宿泊研修、生活指導主任研修会でいじめの「未然防止」、「早期発見・早期対応」を徹底するよう指導といった、各種研修会でいじめについての対応力を高める取り組みを行っております。

また、学校だより等による「いじめ問題」への取り組みの掲載を7月から各学校で行っております。

学校評議員会、年5回開催しておりますけれども、その場で「いじめ問題」についての状況報告を定例化するようということで、校長に対して指導したところでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 では、ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

高野委員 荒川区の場合、大変少なくてよかったと思います。あってはいけないことですから。以前、懇談会で話したこともあります。1000人当たりの認知件数のほぼ半数となっていますが、認知されたいじめに対してどういうふうに対策を立てるかということが今後重要となりますね。

委員長 そうですね。

高田委員 確かに少なくていいですね。

高野委員 よかったです。

高田委員 暴力8件というのが、ちょっと気になるのですが、これは、年中やられているという暴力ではないですね。

指導室長 たいたというところから始まって、大きなけがというようなところの報告は受けておりませんが、若干のそういうトラブルの中で、手が出たり、足が出たりといったようなことは、やはりあるかなと思います。

高田委員 けんかとか、そういうのはまだいいのかもしれないけれど、そうではなくて、片方が片方にずっとやるわけですから。

指導室長 そうです。いじめということですので。

高田委員 そういうのを早期のうちに直さない。

高野委員 もう一つ、この文章の中で、東京都がいじめ相談ホットラインを開設するということですが、これは、荒川区は関係なくして、東京都に話が行ってしまうのですか。

指導室長 いいえ。これはこれで東京都のホットラインでございます。荒川区は裏面の電話相談のところでも書かせていただきましたけれども、個別相談室の方でも電話相談も受けておりますので、そこに入ってくるそういったケースもございます。

高野委員 それを受けて、私が心配するのは、受けた後、受けっぱなしではなく、どういうふうに対応するのか、そのところが難しいのですよね。

指導室長 電話相談で、その場でこういうアドバイスをする部分もありますし、本人の了解を得ながら、場合によっては学校の方につないだり、あるいは、来所相談の方につないだりといったようなことも、そこを窓口としてやっております。

高野委員 実は、ちょっといじめの問題も類似しますけれども、少し違う問題で、きょうの東京新聞を御覧になりましたか。3面のところに、荒川区が自殺防止対策を積極的にやっている、山形課長から良いコメントをいただいていた。「喜ばしいことだ」と思いました。日本医大の神経科の教授とこちらの福祉部長と話し合っ、その対応をしているわけなのです。荒川区民を対象に行った調査によると32人の自殺未遂者に対して、継続的な支援をして23人防げたというニュースが出ていました。

だから、それは大人のいじめかどうかはちょっとわかりませんが、ディプレッシブになってしまうことと、これは大人に対してのいじめの対策に荒川区が行っているカウンセリングが成功した例ですね。そのカウンセリングの充実を図るには、どういうふうにしたらいいかというのは、日本全国的な問題でしょうけれども、率先していじめの種類を仕分けして対応する場所をつくったり、専門家をお願いしたりするような対応策の充実が必要だと思うのです。いずれにしても荒川区では、自殺防止に関しての取組はうまくいっているらしいです。新聞に出たくらいですから。

青山委員 今、おっしゃった、いじめに対してのどう対応するかということが大切だということだと思うのですよね。大津の事件で問題になったのは、あの事件自体が、いったん学校で隠していたのではないかと。それが教育委員会が隠していたというふうに使われていますけれども、その辺はちょっと違うと思うのですけれどもね。学校ないしは教育委員会が、閉鎖的体質ではないかというのが一つ、いじめそのものに加えて問題になって、教育現場全体の問題として扱われているという、あるいは議論されているということだったのですよね。

それはそれで大いに問題にしていいと思うのですけれども、いじめの問題自体は、学校の子供たちの社会だけの問題ではなくて、むしろ大人の社会でいろいろ問題があることの、ある意味反映である場合もあるし、家庭に問題がある場合もあり得るし、親に問題がある場合もあり得るわけです。いろいろな場合があり得ると思うのですけれども、いずれにしても子供社会内部だけの問題でもない場合も多いのだと思うのですけれども、そういう場合に、ホットラインとかスクールカウンセラーとか、そういった対策は当然必要なのですが、でも、ある意味、その学校にかかわる大人社会全体で対応していかないと、深刻ないじめ事件の場合には対応できないのだと思います。発見はいろいろなシステムで発見できると思うのですけれども、対応するのは、やはり学校を挙げて、あるいは教育委員会を挙げて対応しないと、対応できないと思うので、そういう意味で、今おっしゃった、どう対応していくかという問題が肝心だというのは、私もそのとおりだと思います。

高野委員 おっしゃるとおりだと思います。この表を見ますと、いじめによる31件、暴力8件、無視5件、誹謗中傷1件、その他1件とありますが、これは、荒川区は少ないのですけれども、この根っこは何かということをつきとめて、丁寧に丁寧に対応しなければならないと思います。一つ一つ、原因が違うと思うのです。暴力に走るもの、無視するもの、言葉によりいじめもの、そういうことに対して根っこが何か、家庭にあたり、いろいろなことがあると思います。私はこれを参考にして、解消した件数が、10校のうちの32件ということですが、これを追いかければ、どういう対応をすればいいかというのをつかめると思うのです。経過観察中に失敗した子なんかいるわけですね。

青山委員　そうですね。

高野委員　そういうのはどうなのだとすることでやると、対応策ができますから、せっかくここまであるのですから、受け皿というか追求先をつくる。追求するのは大変難しいと思いますが。

青山委員　具体的にどういう対応をして、どう32件を解消したのかという事例をよく分析しておくことも大事だと思うのですよね。

高野委員　それが解決の糸口になると思うのです。その中身が、その子の性格によって、いろいろな行為に、いじめ行為に走るのでしょうかけれども。

青山委員　荒川が東京都全体に比べて認知件数が非常に少ないと。半分以下だということ自体は、やはり一つは、荒川が非常に教育熱心で来ているということもあるだろうし、自治体として荒川の場合は適正規模で、比較的、現場をお互いに把握しやすいというところがあると思うのですけれども、でも、全く閉鎖的体質があるのかないのかというと、もっと早く教えてほしかったという出来事が、時々、学校現場であることも確かなので。だから、そういう意味では、閉鎖的体質とは言いませんけれども、そういう情報が必ず教育委員会の事務局のアンテナにかかっているかということ、そうではなかった事例も過去にないわけではないので。やはりそのアンテナは張っておくということは、すごく大事なことだと思うのです。認知件数は少なくても、何か大きな事件とか犠牲になるような子がいると、これはすべてが無に帰するのだと思うので、その辺のアンテナはきちっと張っているということが大事だと思います。

高野委員　他区と違って荒川がいいのは、運動会に見るように、親子のコミュニケーションがすごくよくて、近所づき合いも非常にいいから、起こらないのだとか、そこが、荒川が少なくしている要因だとか。

青山委員　それは間違いなくあると思いますね。

高野委員　そういう分析があると、余計、進めやすく、日本全国の参考になると思います。発信しましょうよ。

教育部長　今、高野先生がおっしゃられたように、私も見ていて、これだけ件数が違うのは、地域のコミュニティがどこまでしっかりしているかというところで、やはり原因は家庭にあったり、地域にあったり、あるいは、もちろん学校にある場合もあると思うわけなのですけれども、やはり地域がどれだけしっかりしているかということが、ここに基本はあるのかなと思っております。

ただ、少ないとはいっても、ゼロではないわけですので、やはりきちんと対応していかなければいけないし、幸い、私どもの区では大きな被害になるような、事件になるようなものは、今のところは発見されていないのですけれども、今後、少しでも早く、まず発見に努め、その後、万全の体制でフォローアップしていくということだと思っていますので、先ほどお答えになった解消した件数の、どういう対応をして、どういうふうに関消されていったかなどについては、少し

勉強させていただいて、今後の対応策にもまた生かしていきたいと思っております。

高野委員　そして、そういう成功した話に対して、先生方を初め、教育委員、父兄の人たちにフィードバックした方がいいですね。こんなことでいじめが改善したんだよとかね。そういう広く発表する場を。プライバシーがあるから、その点だけ十分気をつければ良いと思います。

委員長　そうですね。

高野委員　病気の分析の仕方と同じですよ。

委員長　そうですね。確かに東京都よりも1,000人当たりの認知件数が少ないということと、荒川区においても認知件数が、1,000人当たりの認知件数がだんだん減少しているということで、やはりこれは教育現場が非常に努力をされてこられたという、それが数字で示されているのかなと思います。ただ、やはり経過観察中の件数がありますし、当事者の子供にとっては非常に大変なことです。やはり、これはとても大切だと思います。

高野先生がおっしゃられたように、解消した件数、これを調べて対策を行うのは、非常に大切かと思えます。

1点だけ質問なのですが、子供の人間関係の把握というのは非常に難しいと思うのです。やはり、なかなか今の児童・生徒の人間関係というのが、島宇宙になっているという言われ方もしますし、その中でどういうふうになれば、この人間関係を把握できるのかというのが、大きな課題と思うのですが、このあたり、どういうふうを考えていらっしゃるのかなというのをぜひ指導室長にお聞きしたいと思います。

指導室長　小学校であれば、担任が一番、その子供たちに近いところで状況を把握しやすいのですけれども、場合によっては、子供によっては養護の先生のところに行って、気持ちを表出できる子もいますし、あるいは、担任ではない先生に話ができる子もいるわけです。また、スクールカウンセラーも週に1回入っておりますので、そういう方にはお話しできるといったような子がいます。結局、さまざまな情報が入るような状況に、教員一人ではなくて、組織として、いろいろな入手経路を持って行って、それを結局、常に共有するような…。週1回、生活指導の会議がありますけれども、そこにもスクールカウンセラーの方にも入っていただいて、必ず入ってきたものを共有して、では、どういうふうに対応していこうかといったようなことで、組織としてやはり動いていくということが必要だと思います。どうしても担任一人で抱えてしまったりとか、担任だけの判断で軽く見てしまったりといったようなことが起こりがちなので、それは多くの目で見て判断していくといったようなことを進めていかなければいけないなと思っています。

高野委員　こういう子供たちの逃げ場所は、学校に行くときみんな教室を出て　登校拒否も同じなのだそうです。養護教員のいる保健室へ行ってしまふのですね。そこを強化して、養護教員の方に活躍してもらおうと情報も増えるし、防止もできる。いじめる方の人たちは、また別問題

として、保健室が、子供たちの逃げ場所のような、心が安らぐような場所らしいです。私の娘たちの話を聞きますと「全然、教室へ来ないで、そこへ行っちゃうのよ」と言っていました。そういう子が、たくさんいるそうですから。

指導室長 養護教員の役割というのは、すごく大きいと思います。

高野委員 そうですね。

委員長 この荒川区の取り組みの中で、各学校で小さなサインを見逃さないため、いじめの状況を把握する情報交換、週1回ということで掲げられているのですが、これはかなり機能していると考えてもよろしいのでしょうか。

指導室長 例えば中学校なんかでは、時間割の中に各学年の代表が出てきて、いじめだけではないですけども、不登校もそうですし、何かトラブルについてもそうなのですけども、あるいは特別支援の関係なんかの子供の情報なんかも、そこに出てきますけれども、時間割の中に入っていますので、必ず確保して、やるというようなことも言っていますし、小学校でも生活指導朝会みたいな形で、全体で週2回は確認をするような機会も設けておりますので、機能しております。

委員長 そうですか。

指導室長 はい。

委員長 はい。わかりました。

青山委員 この問題は、いじめの問題と児童虐待の問題と共通の側面も一部あって、児童虐待の問題がなぜ防げないかというときに、いつも語られるのは、公共が私的領域にどこまで踏み込めるのかという問題になるのだと思うのですよね。児童虐待について言うと、親権が絶対ですから。そうすると、児童相談所が警察と一緒に情報を得て、その家庭を訪問しても、子供が寝ているからと言って、会わせてもらえないと。踏み込めない。明らかに客観状況から見ても虐待が行われていると思っても、その家に立ち入ることができないということで、親権絶対、私的領域絶対みたいなところがあって、それを反省して先般の国会でも、ごくわずかですけども、親権停止期間を延長できるみたいな法改正が 私は、それでは不十分だと思うのですけれども。この親に預けておくのが、この子のためにもならない、社会のためにもならないという場合は、親から離すというのをもっと徹底しない限りは、私は、児童虐待とかネグレクトというのはなくならないと思うのです。

ただ、そこまでは世間の合意が得られていなくて、世論の大勢は、やはり子供は親のものだというのがあつたわけなんです。でも、一方で情報を得て、訪問をしていて、立ち入れない間に子供が殺されると、児童相談所は何をやっていたのだと、世間は、もう袋だたきにするわけですよ。だから、それはいじめの問題も同じだと思うのですよ。子供の人間関係に対して、教師がどこまで立

ち入るか。子供同士の人間関係に対して、どこまで立ち入るのかという問題は常にあるのです。

ただ、教師が心得ておかなければならないことは、もし、いじめで事件があった場合には、教師は何をやっていたんだということに間違いなく世間は責任を問うわけですから、その辺は厳しくきちと教師も考えないと。子供の人間関係だからと、今までの例は、みんなそうなのです。子供同士のけんかがおさまったのだからといって、見逃していたという事実が、必ず事件になった後で報告されるのです。だから、この辺は教師にとっても実に厳しい世論があるわけですから、いじめ問題に対しては、今は、世論は、やはりそういう場合は、きちと教師が子供の人間関係に立ち入ってほしいという世論なのです、間違いなく。その辺は教師の方がきちと心得ておくべきだと思うのです。

高野委員 本当に難しい問題です。これと関連するか分かりませんが、先日、テレビで、品川区が児童・生徒に対して積極的出席停止にするというのを見たのですが。

教育部長 学校教育法の中で出席停止措置を定めています。

高野委員 それを活用すると。

教育部長 積極的に活用していくというお話もされたということなのですが、一応、法にきちんと書いてあって、学校の中の規律を、ほかの子の教育の権利を確保するために、最後の最後の手段として、そういうものがあります。これまでは、ほとんどの教育委員会では、そういうことについては精神規定であって、実際には適用してこなかった部分があります。それを今度は、品川区は積極的にやりますというのが、品川区の考え方です。

ただ、それに対しては、あくまで最後の手段を一生懸命やることよりも、もっと早く、どうやって見つけていくかとか、どういうふうに予防していくのだというようなことを、やはりもっと力を入れて取り組むべきではないかという区もあって、豊島区などでは心理テストですか、いかに早くいじめられている状況を見つけるかと、そういうものやっていくというような区もあります。

高野委員 現行の方がいいのではないのでしょうか。すぐに出席停止にするよりも、特別支援学級に対する取組のようにもうちょっと余裕を持って。どっちがいいか、わかりませんが。

青山委員 それは、どっちを選択するかというふうに問題を捉えるのか、程度問題によって、場合によっては、そういう強行措置も必要だというふうに考えるのかということだと思うのです。行政、若しくは教育側が、懲罰的な態度をとると。そちらに傾くというのは、やはり一般論としては問題だと思うのですけれども。

高野委員 教育ということに対して……。義務教育ですからね。

青山委員 ええ。問題なのですけれども。でも、とはいえ、どう注意しても、どう指導しても、従わないという場合は、子供だから完全に責任はとらないということでは全くないわけですから、



たとえ1けたの子供であっても、社会的な責任はすべて負わなければならないということは、むしろ教育の一環として知らしめるという意味では、懲罰とか強制措置というのは、私は最後の手段としては常に持っていていいと思うのですよ。実際、鎮圧しかねる場合もありますからね。

教育部長 多分、違和感を持って捉えたのが、あそこに「積極的」という形容詞が入ってしまったのが、ちょっとそれは誤解を受ける話なのかなと。もちろん、法にのっとって粛々とやっていく話であって、積極的に出席停止を求めてくるというのは、やはり違和感があるのかもしれないですね。

青山委員 一般論で言うと、日本は教育の現場で、子供に対して市民としての責任を教えなさ過ぎる傾向がある場所だなと思うのですよね。

高野委員 それは確かにそうですね。

青山委員 きちんとルールを守ると。他人を尊重するということをしない限りは、罰が加えられるということは、子供のころから教えておかないと、むしろ、その子にとっても不幸なのではないですかね。

委員長 そうですね。諸外国では、やはり出席停止とかありますので、やはり日本もそれをちょっと考えるべき段階に来ているのかもしれないですね。

高野委員 話をテレビで聞いていて、「積極的に」というのは、随分厳しいなと思ったのです。

委員長 では、よろしいでしょうか。

高野委員 ありがとうございます。

委員長 では、続きまして、「学校パワーアップ事業の実施等について」、御説明をお願いいたします。

指導室長 それでは、「学校パワーアップ事業の実施等について」、御説明を申し上げます。

骨子でございます。平成23年度「学校パワーアップ事業成果報告書」及び24年度「学校パワーアップ事業計画書」がまとまったので、報告をするということでございますが、学校パワーアップの事業成果報告書、23年度のものにつきましては、5月に一度、報告をさせていただいております。今回、24年度の計画書の方がまとまりましたので、あわせて説明をさせていただいております。

事業概要につきましては、御案内のように、荒川区の学校教育事情に基づいて、校長の裁量権を拡大するといったようなことでさせていただいております。3本柱、23年度の成果報告書の中から成果事例を挙げさせていただいております。「学校向上マニフェスト」であれば、外部人材やティーチングアシスタントなど、人的配置できめ細やかな指導を行っている学校、あるいは検定、漢字、計算検定等で基礎力を高めている学校、デジタル教科書の購入等で工夫した授業を行っている、そういったものが挙げられております。

課題といたしましては、一つ一つの取り組みがどのように学力向上に結びついているかといったようなことの検証ということが挙げられるかと思います。

「創造力あふれる教育」につきましては、読書教育の推進をさらに進めているところ、あるいはマラソンや縄跳びなどの体力向上への取り組み、雅楽演奏や折り紙指導などの伝統文化理解教育の推進、そういった取り組みを成果事例として挙げさせていただいております。

これも学校経営方針にしっかりと位置づけさせて、計画的な取り組みをしていくことを課題として挙げさせていただいております。

裏面でございます。

「未来を拓く子どもの育成」につきましては、金管バンドあるいはグリーンカーテン、メンタルサポーターの導入などの教育相談の充実といったようなことの詳細例を挙げさせていただきまして、これもどのような教育的効果が得られたかの検証をしていくことを課題として挙げさせていただいております。

御手元の平成24年度学校パワーアップ事業計画書につきましては、第2期、23年度から25年度までの3年間を予定しております、各学校における平成23年度「成果報告書」の成果と課題を踏まえて、さらなる改善・充実を図るものでございます。

計画書の中でP.1-1から1-6までが実施概要ということで、3本柱をまとめさせていただいております、1ページから157ページまで各学校の計画内容となっております。

今後の予定といたしましては、平成25年2月中旬に各学校の本年度の取り組みを検証し、また来年度につなげていきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

すみません。ちょっと確認なのですが、平成24年度パワーアップ事業で、学力向上マニフェストの方が、予算が教育委員会査定になっておりますね。大体、過去との差は、どれぐらいののですか。

指導室長 成果報告書の方にも、このところ教育委員会査定にさせていただいているのですが、基本的には1校80万円で、大きな差をつけておりません。

委員長 いないということですか。

指導室長 ただ、内容を精査するといったような意味で、査定というようなことで出して……。

委員長 そうですか。そういう意味ですか。わかりました。

教育部長 今回、校長が多分、勘違いしたのだと思うのですけれども、50万円ぐらいの学力向上の要求をしてきた学校があって、それに対してヒアリングのときに、一応、1項当たり80万円の枠があるのに、それを50万円でもいいのですかと。学校の姿勢が問われませんかというお話

をさせていただいたことがあります。基本的には各学校80万円と考えてございます。

ただ、今回は以前にもお話ししたと思うのですが、特に学力向上部分については、これは学校長のマニフェスト、お約束ですから、ちゃんとこういうこと、対応して、これだけ学力を上げますよというのは、明らかにわかるようにしてくださいというお願いをしています。この中には、ほとんどの学校で数値的な目標が入ってきているのですが、中にこぼれてしまっている学校もあったのですが、全部の学校から、そのようなものを今回出していただいています。本来であれば、そのほかの創造力あふれる教育の推進ですとか、未来を拓く子供の育成についても、こういう取り組みにして、その結果、子供たちがどういうふうに変ったのかとか、あるいは、学校の条件はどういうふうに変ったのかというところまで、きちんと出していただかないと、やはり説明責任を果たしていけないのかなと思っていますので、今後はそうしたところについても、指導していきたいと思っています。

委員長 そうですね。かなり、いろいろな学校で数値を出していますね、学力向上の調査結果と。これは大変によろしいかと思えます。

教育部長 その数値も、私どもから示した数値でなくて、各学校が自主的に設定されています。ただ、あまりにもイージーな数値だと、それは今の状況と変わらないでしょうということで、少し努力をしないと達成できないレベルの数値目標を、御自身で判断して設定してくださいというお願いをしています。

委員長 そうですか。わかりました。

高田委員 111ページの一中のこの計画書で、報告書のときに、たしか一中は、ほとんど報告がなかったと思うのだけれども、今回、詳しく計画が書いてあるのだけれども、学力向上マニフェストのところに、いろいろな概要の予算が書いてあるので、最後に、教科書の改訂、電子黒板を活用するためのデジタル教科書の活用で、国語と社会のセットを買うと書いてあるのだけれども、電子黒板が活用されるのはいいのだけれども、一中だけがこういう教育とか、ほかの学校はやらないで、ここだけというのは、いろいろあるのですか。

教育部長 これは、中学校の場合、24年度、今年度ですよ、学習指導要領が改訂になって、新しい電子教科書が活用されていくと。その国語バージョンを買うとか、そういうことなのです。だから、ほかの学校は、それを買わないから電子黒板を活用しないということではありません。

高田委員 活用しないということではないけれども、ここだけはこういう教育で、ほかの学校とは違う教育になりはしないのですか。

教育部長 中学校は、ほかの学校も電子教科書は幾つか挙がっていましたよね。

指導室長 そうですね。挙がっております。一中だけではないです。

教育部長 殊に、一中の場合には、今年度、電子黒板を活用したいという思いが強いようで、南

側の教室に遮光カーテンを入れたいと。電子黒板がよく見えるようにですね。そういうことまでオーダーで上がってきていまして、そこは今年度、教育委員会査定の部分だったのですが、それをつけましたので、だから、その分、きちんとまさに電子黒板を活用して報告書で成果を出してもらわないと、私どもとしては困るかなと。

青山委員 これからは学校の教室で遮光カーテンが必要になる時代がきますね。

教育部長 前の方へ置きますので、見にくいというのが正直あるようで、教室の向きによつてです。

青山委員 大学は大体ついているのですよね。スイッチ一つで、遮光カーテンを開閉できます。

委員長 そうですか。

高野委員 スイッチ一つですか。

青山委員 教壇で操作できます。

高野委員 予算請求に当たって、中学校教育に今年からは十分に力を入れなければいけないと思いますが、特に1年生の学力低下がありますが、そういう点で、この予算をどう使うか、教育委員会として具体的に請求されたのですか。中学1年生教育をパワーアップするというか、少し全国的に見て成績が悪いですね。それから、読書力も落ちている。そういうことに対しての方針を教育委員会として考えなければいけないの shouldn't でしょうね、私たちも含めて。だから、それをどういうふうにするかという予算を要求したいものですね。

指導室長 具体的なところでは、東京都の方で、学力の向上に向けた予算を荒川区につけていただきました。それは特に本区としては中学校に課題があるということで、3校の中学校に、これとは別に予算をつけて、それもやはり学力向上に特化した取り組みを行うというようなことで、去年まではなかったような予算が今年についております。

高野委員 具体的にはついた予算で何を。

指導室長 その予算でですか。やはり人的なものを、これ以上にプラスして、外部人材を入れたり、そういった方へ使っております。

教育部長 補充学習のための指導員を厚くしたり、指導員を増やして日数を増やしたりですね。

高野委員 わかりました。教育委員会としてそういう体制、姿勢にあるというところに対しての予算がついたわけですね。

教育部長 あと、今後の課題になるのですけれども、例えば今、課題だと思っているのは、やはり英語教育で、いわゆる小学校と中学校のギャップの問題がありますので、少なくとも私ども荒川区は小学校で6年間、英語をやってきていますので、それも教科としてやってきておりますので、その成果が中学1年の英語の成績にあらわれてこないというのは、やはり大きな問題があると認識しております。

高野委員 英語も悪い。数学もですよ。

教育部長 英語教育につきましては、私どもの小学校の指導指針の見直しも、小中の連携という視点で、きちんと教科としてやっていくということで、一定、5年生、6年生レベルになれば、いつまでもコミュニケーションとしての英語ではなくて、やはり英語科としての要素を少し盛り込んでいく必要があるのかなと思ってございます。

高野委員 でも、そうしたら、一貫教育の予算は出ていないのですか。一貫教育、幾つか試していますよね。モデルケースをやっていますけど、それがもういいというのは、ほぼわかっているようなのですけれども、もっと一貫教育に対しての予算とか、いろいろなことで関係すると思うのですけれども。一貫教育はモデル教育だけでやめてしまうのですか。よかったら、広げていきましょうよ。

指導室長 一つは汐入地区で一貫教育の推進を行っております、今の英語のお話ですと、第七中学、それから、英語科の英語教育推進で、中学校と小学校2校、連携を図るような授業をしておりますので、尾久六小学校なんかと連携を図りながら、小中の英語活動の連続といったようなこともしておりますので、その辺はやはり進めていく必要があるかなと思います。

高野委員 というのは、シームレスな教育の方が、いいところも悪いところもあるでしょうし、結果を見ないとわからないのですけれども、結果はいいというのは、ほぼわかっているのですからいいのではないのでしょうか。そういう方向に全体として、ある方向性を持つべきかどうかということ。常に念頭に置いて予算を置くことが普通だと思います。

青山委員 それは一般論で言えば、高野先生のおっしゃることはよくわかる、そのとおりだと思うのですけれども、一般論で言えば、念のために申し上げておくと、小中一貫がいいのか、小学校と中学校の間がシームレスではなくて、シームがあった方がいいのかどうかということ、これは慎重に見極めなければいけないことなので、むしろ小学校を卒業して中学校に入ということで、一挙に子供が大人に仲間入りするみたいな面もありますから、子供たちの意識の面でも。それから学校が変わると、それから、クラスやなんかも友達も変わるということで、気分が一新されて、一挙に大人に近くなるのですよね、中学生になると。私達が卒業式、入学式に出ると、いつもそうではないですか。この間、小学校6年の卒業式で見た子たちが、中学校1年の入学式だと、ずっと大人になっているわけですよ、雰囲気的にも。だから、やはりそういう、いろいろな面での論点がたくさんあるので、必ずシームレスがいいとは考えない方がいいのではないですか。

高野委員 私の意見は、そうすると、まだ近視眼的でしたね。

青山委員 ただ、高野先生のおっしゃるのは、恐らく英語教育で、小学校でせっかくやっているのだから、それを中学にシームレスで持ち込むと。これは必要だと思うのです。大事だと思うのです。

高野委員 ちょっと近視眼的だったですね、確かに。バリアを越えるというのも人生の大切なことですからね。

委員長 この学校パワーアップ事業の計画書を見せていただくと、この140ページの尾久八幡中学校、非常に表の作り方が明確で、こういうふうな形で、非常にクリアになりますので。それから、今後、査定がある場合は、やはりこういったものを参考にしながらということが必要なと思いました。

高野委員 一発でわかってしまいますね。

委員長 すぐわかりました。

青山委員 発表能力がありますね。

委員長 プレゼンの力ですね。

教育部長 区議会の文教・子育て支援委員会の中でも、一つ一つの学校の評価を教育委員会がしなさいと。していないではないかというお話があったのですけれども、私の方は、まず、計画そのものをきちんと誰もがわかるような客観的なものにしていて、それに対する報告書の部分を、先ほど言ったように、こういう取り組みをして、その結果、こういう成果があった。それを具体的な形で記載していけば、計画書とこの報告書を見ていただければ、どなたが見てもわかるようなものにしていきたいというお話を差し上げました。教育委員会が評価をするのは、この制度全体を通じて、荒川区の小学校教育や中学校教育がどういうふうに変わっていったのかという視点での評価は、やはり必要なというお答えをしたところでございます。

高野委員 141ページなんかすごいですね。私たちが意見を言わなくてもやっていますね、これね。

教育部長 そういう意味では、この140ページは非常に客観的に書いてあって、こういうものをどこの学校も出していいただければ、非常にわかりやすい。まさに説明責任を果たしやすいということだと思います。

委員長 そうですね。

高野委員 すばらしいですね、これ。わかりやすい。

青山委員 各学校の評価ですね。そう言われると、身を乗り出してしまうけれども。でも、一方では、やはり各学校の状況に応じて、伸び伸びと教育をやっていただくということも必要だし、評価する評価の方法が問題でしょうね。

教育部長 もともとが、それぞれの校長の経営手腕に基づいて、学校を活性化してほしいという話ですので、あまり私どもからオーダーを出したりするのは、ちょっと違う話なのかなと思いますので、評価については、私どもが責任を負うのではなくて、それぞれの校長が責任を……。

青山委員 地域が評価していますよね。

教育部長 そのための材料をきちんと提供してということだと思っております。

青山委員 そうですね。教育委員会は、むしろ学校を応援する立場で。

高野委員 そうですね。

委員長 評価といっても、あくまでもコミュニケーションを活性化するためという、それが重要だと思うのですよ。

青山委員 それは大切でしょうね。

委員長 それが目的ですので、あくまでも教育委員会は学校のサポーターという位置づけだと思うのですけれども。

青山委員 そうですよ。評価としては、上から査定するみたいな考え方ではなくてですね。

委員長 そうですね。

高野委員 なかなかおもしろいですね。

委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、「平成24年度全国学力・学習状況調査の調査結果について」、御説明をお願いいたします。

指導室長 「平成24年度全国学力・学習状況調査の調査結果について」、御説明申し上げます。

骨子でございます。文部科学省が実施した、平成24年度全国学力・学習状況調査の調査結果について、次のとおり報告をさせていただきます。

1、実施日でございますが、平成24年4月17日、火曜日です。

2、対象。小学校6年生及び中学校3年生でございます。

3、実施方法等。文部科学省による調査は、抽出校（荒川区は小学校5校、中学校3校）による調査を実施いたしました。

本調査問題を使用して参加を希望する場合は「希望利用校」として参加可能でありまして、荒川区は全校にて参加をして、抽出校以外は東京書籍による集計を行っております。

4、実施教科等でございますが、国語、算数・数学、理科、児童・生徒・学校に対する質問調査でございます。

5、問題の種類でございますが、（1）主として「知識」に関する問題（国語A及び算数・数学A）、（2）主として「活用」に関する問題（国語B及び算数・数学B）でございます。理科につきましては、「知識」「活用」の一体型の問題になっております。

6、調査の結果の概要でございます。平均正答率によって比較をいたしております。これは全校の結果でございます。下の表のような形になっております。小学校6年生につきましては、それぞれの教科等で全国の平均正答率を上回っているといったような結果になっております。中学校の3年生につきましては、全国から比べても2.5～5ポイント下回る数値となっております。

す。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

教育部長 若干補足をさせていただきたいと思うのですが、前回の教育委員会で今年の6月に実施しました標準学力調査の結果をお示しさせていただいたところでございます。たまたま、この全国の学力調査の該当学年、小学校の6年生、それから中学校の3年生なのですけれども、標準学力調査でいずれも小学校の中では一番成績が悪かったのは6年生、それから中学校の中でも一番成績が悪かったのは中学3年生ということで、もしかしたら学年特有の課題があったのかもかもしれません。ただ、それは前回もお話を差し上げましたが、もう少し継続的に見てみないと何とも言えないのですが、いずれにしても厳しい学年だったことは間違いないのかなという気はしております。

小学校の方は、それにしても全国よりは上でしたけれども、東京都平均よりは若干下回っているという状況でございます。中学校の方はいずれも下回っているということで、こちらについては、もしかすると特有の問題がある可能性もあります。

委員長 荒川区の場合、中学校は若干低めですけれども、小学校に関しては、平均が高いようなイメージがあったので、やはり、この学年の問題も影響があるかなということでしょうか。

指導室長 若干あるかと思えます。

委員長 そうですか。

指導室長 小学校についても、都の平均までいつも行っているかということ、若干下回るようなところもありますので、この学年特有の部分と、都としてのところまで、なかなか十分に到達していないといったような実態は実際にはあるかと……。

委員長 そうですね。

教育部長 昨年度やりました東京都の5年生と中学の2年生が、ここの学年なのです。だから、2年間続けて同じ学年、小も中も一番厳しいと思われる学年の結果が、ずっと出てきているので、次はぜひ御期待をいただきたいと思っています。

委員長 中学校3年生の数学Aというのは、数学のこれは基礎的な知識ですね。これが全国比で5点低いということで、かなり厳しいので、状況を深刻に受けとめて対応した方がいいと思われる。指導室としてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

指導室長 おっしゃるとおりだと思います。中3の2学期ですので、もう、どの学校でも進路に向けて、必死にやっている状況ではあるのです。ただ、なかなか数学は、一生懸命やっても力が短期間でついてこないような実態があって、学校では、状況も把握して、それについて、できる努力をして頑張っているところではあるのですが、なかなか結果にあらわれてこない状況かなと。



ここ、進路までの短い期間ですけれども、少しでも力がつけられるように、我々としては、さらに必死になってやらせていただければと思います。

委員長 それでは、よろしいでしょうか。

では、続きまして、「下田市での巨大地震時における想定される津波について」、御説明をお願いいたします。

指導室長 「下田市での巨大地震時における想定される津波について」、報告をさせていただきます。

骨子でございます。内閣府中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（第2次報告平成24年8月29日）の報道発表資料について、報告をさせていただきます。

1、想定されている津波についてでございます。内閣府の中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（第2次報告平成24年8月29日）の報道発表資料によると、駿河湾から紀伊半島沖を震源とする東日本大震災並のマグニチュード9クラスの巨大地震発生後に、下田市において最大33mの津波が想定され、最大津波高の予想到達時間は10分から20分後と想定をされております。

この想定は第1次報告（平成24年3月31日）で50mメッシュであった想定を10mメッシュの詳細なものとしたものでございます。

2、第2次報告での最大予想津波高でございますが、内閣府中央防災会議による10mメッシュの最大予想津波高は、下田港黒船ホテル付近で19m、外浦海岸で10～12m、須崎付近で14～17mということで、臨海学園は浸水の可能性はございません。また、最大33mの予想は下田市吉佐美付近でございます。

下の図は、ちょっと見にくいのですけれども、浸水の深さについて示したものでございます。

今後の予定でございますが、定例校長会にて上記の件を昨日報告いたしました。

今後は正確な状況把握に努め、安全対策を充実させて実施してまいります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などありますでしょうか。

教育部長 これについても、若干、補足をさせていただければと思っています。

委員長 お願いいたします。

教育部長 春の教育委員会でも御報告を差し上げたときには、たしか下田は26mと。

青山委員 そう言っていましたね。

教育部長 26.5mというお話でございました。それが、この8月の末になって、突然、33mになってですね。

青山委員 これは科学ではないですから。

教育部長 どうなったのだと思ったのですが、よくよくその報告書の中身を見てみますと、50m単位でやっていたものを、きめ細かく10mにしたところ、スポット的に33mになるところが出てきたというのが実態で、逆に、このスポット的に10m単位で、すべての海岸線で数値が出ているということがわかりました。それがわかりましたので、静岡県の方に問い合わせをいたしまして、下田港、学園付近での津波の高さを確認させていただきました。そうすると、一番高いところで、下田港で黒船ホテルというところがあるのですが、そこの前の想定で19mということでした。私どもの下田臨海学園の、庭のところの標高が23mでございますので、基本的には届かないというのが判断でございます。もちろん、もし万一、地震が起きれば、すぐ近くの東中学校のところまで逃げていくということは、当然、行っていくということですが、そういうことが判明しました。ですから、以前は細かい話はわからなかったのですが、下田のところでは26.5mという話しかなかったのですが、今回、33mのところもありますけれども、それは学園のところとは離れたところで、学園のところは一番高いところでも19mですよということで、逆に安全性の確認ができたのかなと思っています。

それから、今回の中央防災会議の発表の際にもありましたけれども、これは1,000年に1度の発生確率ということで、かなり蓋然性は低いと。発生する確率は低いということを念押しのようにしておりました。そうしたことから、私どもはこれまでの対応を変えることなく、基本的には粛々と実施すると。ただし、発生時に備えた対策だけはきちんととっていくということで対応していきたいと考えてございます。

以上です。

委員長 何かございますでしょうか。

高田委員 大体、こういう大きな地震が東京湾に来たら、この高さだと、もう荒川区なんて、なくなってしまうのでしょうか。

青山委員 具体的に言うと、津波が来たとしますね。東京湾はつぼ型になっているので、東海地震ですけれども、そうすると、入り口が狭いので、入ってくる津波が少ないのです。奥が深いので、津波の力はむしろ弱まると言われています。東京都の防潮堤の高さがおおむね5、6mなので、現存、こういうふうな、次々、エスカレートしている巨大想定、巨大地震想定。でも、とりあえずは東南海、南海と東海の3連動地震でもオーケーということに一応なっているのですけれども。水門をきちっと閉めることができればという条件つきですけれども。

高野委員 先生、これは誰の見解を信じればいいのですか。

青山委員 要は、日本という国家が、全く想定したことのない東北3連動地震が現実起きてしまったので、これはあらゆるものについての想定がエスカレートするのは、これはやむを得ないのです。要は、地面のことはわかっていないわけですから。宇宙よりもずっとわかっていない

ですから。現実に起きたから、東海、南海、東南海の3連動地震を今は想定しているわけですが、そうすると超巨大地震になるわけですがけれども。今までの日本では、南海、東南海の複合地震で想定が最高でマグニチュード8.6というところまであったのですけれども、あらゆる日本近海の地震の中で最高がマグニチュード8.6だったのに、まれに8.7で想定した例もあるのです。基本的には8.6だったのですけれども。それが東北3連動地震でマグニチュード9.0というのが起きてしまったので、今度は、それにエスカレートして、マグニチュード10.0に備えるという極論にまで、今、なっているわけですね。次々にエスカレートしてしまっているわけですね。でも、それは今までの想定が全部外れてしまったわけですから、しょうがないと言えば、しょうがないですね。

高野委員 けさの地震、2時半ごろ、すごかったですものね。

青山委員 そもそも、それについて言わせてもらおうと、日本は、法律で起こり得る地震であって万全の備えをするべきだと決めている地震が三つありまして、東海大地震と南海大地震と東南海大地震と、その三つは法律が決めているのです。そのうち、東海地震を法律で決めたのは、30年以上前なのです。その後、何が起きたかということ、95年に神戸です。それから、その後、福岡、中越、中越沖、今回の東日本大震災と。法律で決めていない巨大地震ばかりが起きているわけ。それほど地面の中のことは、我々はわかっていないと謙虚に認めないといけないので、こういう超巨大地震の想定が起きて、それはわからないのですから。

高野委員 謙虚に受けとめなければいけないですね。

青山委員 それを想定するべきだと言われたら、「ああ、そうですか」と言っているほかないのですね。

高野委員 冷や冷やしている……。

青山委員 全部外れだったのですから、今まで。

高野委員 そうですか。では、これだけ大きく言っておけば間違いないだろうと。

青山委員 それだけ、だから、医学部には優秀な学生を集めているかもしれないですけども、理学部にももっと力を入れないといけないということなのですよ。

高野委員 さらにですね。

青山委員 教育学部には優秀な先生がいるかもしれないけれども、理学部にもさらに優秀な先生を、人材を集めて。

委員長 そうですね。

高野委員 これと同じ考えですね。

委員長 そうですね。その意味では、教育は重要ですね。

高田委員 下田の市役所のあの高さではどうしようもないから、上に移動しようかなと。市役所、

山の上に行ってしまったら使いにくい。

高野委員 そうですね。

青山委員 ただ、災害対策の基本は避難ですからね。ハードで堤防を備えるという思想ではないですからね。基本は、やはり逃げさせていただくということなのですよ。だから、こういう超巨大地震だから、必ずコンクリートで固めなければならないということにはならない。

高野委員 そうですね。

青山委員 ただ、このたしか荒川区の対策も、要は避難が間に合うかということで前回は説明があったと思うのですが、それが正しいと思います。

委員長 では、よろしいでしょうか。

続きまして、「平成24年度夏季休業中の諸活動の結果等について」、御説明をお願いいたします。

指導室長 「平成24年度夏季休業中の諸活動の結果等について」、報告をさせていただきます。

内容のところの表にありますとおり、一番下の八幡中の卓球部、全国大会男子団体戦で5位、個人戦でベスト32といったようなことについては、区役所の前に幕で報告をさせていただいておりますが、そのほかにも各中学校、部活動を中心に、都大会、関東大会、全国大会で、御覧のような結果を残しております。大変頑張っていたなと思います。

裏面が、続きと、小学校でもさまざまな、これを見ますと、学校に関連していないものもあるかもしれませんが、バレエ、フェンシング、バトントワリング等、多様な活動、あるいは文化的な活動でも、さまざまな成果を本区の子供たちは残しておりますので、御紹介をさせていただきます。

以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

高田委員 諏訪台中のボクシングは強いですね。全国大会で1位になっている。

委員長 諏訪台中 ボクシングですね。全国大会1位ですね、確かに。

高田委員 結構力を入れているのですよね。大したものですよ。

委員長 ええ。これを見ると、かなり全国的な大会で優勝とか、すばらしい成績ですね。

教育部長 下から2行目の三日小のフェンシングは兄弟です。

委員長 そうですか。

教育部長 5・6年生がお兄ちゃん、3・4年生の方が妹さんということで、お父さんがかなり有名なフェンシングのコーチだそうです。

委員長 そうですか。

高田委員 これ、フェンシングって学校ではやっていないのですか。尾久小もあるけれども、個

人的なものなのですね。尾久六小のこの囲碁も全国大会で3位で、すごいですね。

委員長 そうですね。全国大会で。

では、よろしいでしょうか。

続きまして、「荒川コミュニティカレッジ第1期生修了式及び第3期生入学式について」、御説明をお願いいたします。

社会教育課長 荒川コミュニティカレッジの第1期生の修了式及び第3期生の入学式を実施するものでございます。

内容でございますが、コミュニティカレッジ第1期生の修了式につきましては、本日、教育委員の先生方にも御案内状をお送りいたしました。9月29日土曜日、午前11時から正午まで予定してございます。

会場はサンパール荒川、小ホールでございます。

式次第につきましては、記載のとおりでございます。

招待者及び出席者の予定でございますが、学長であります区長を初め、議会の正副議長、それから教育委員会の委員の皆様、それから荒川区の社会教育委員の皆様、講師等に御案内状を差し上げているところでございます。

コミュニティカレッジ第3期生の入学式でございますが、日時は来月になりますが、10月13日の土曜日でございます。午前10時30分から正午まで予定してございます。

会場は同じくサンパール荒川、小ホールでございます。

次第については、記載のとおりでございます。

なお、記念講演を開く予定になってございまして、午前11時から11時40分で、1期生、2期生のときにも講演をしていただきました。本日御出席の青山先生にお願いをしているところでございます。

招待者については、区議会の正副議長、教育委員の皆様、社会教育委員、講師、それから在校生に当たりますコミュニティカレッジの第2期生でございます。

3期生の申し込み状況でございますが、9月11日現在で、あらかわ入門コースが18人、地域活動パワーアップコースが4人、クリエイティブコース、夜間になりますが14人でございます。全部で36人ございまして、第2期生が41人でございますので、第2期生とほぼ、今、同数です。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

なお、1期生でございますが、全体では卒業修了予定が63名を予定してございます。1期生入学時には85名いらっしゃいましたが、2年間の間で退学の方が12名、休学の方が10名という形で、卒業生の2年間の期間での修了予定としては74%、4分の3の方が一応、2年間で

修了するという予定でございます。

また、63人のうち、既に活動されている方もおりまして、町会であるとか、それから、マンションの管理組合の理事長になられた方が何人いらっしゃいます。それから、教育委員会社会教育課で今年の春に御説明をさせていただきました、地域の教育力の向上の補助金の対象事業を始めるグループが三つほどあり、63人のうち、いろいろな区の都市計画審議会等の委員になっている方とかもいらっしゃいますので、6割ぐらいは大体、今、活動をされております。ただ、まだ、ない方もいらっしゃるのと、何人かの方は違うコースで、また学びたいということで、6名ほど3期生でもう一回、入ってやりたいという方がいらっしゃるような状況でございます。

今、私どもとして考えているのは、やはり卒業するに当たって、さまざまな活動をするのに一定の支援が必要ではないかということで、教育委員会でどこまでという部分はありますので、全体の区の協働を取り扱っております総務企画部とも相談して、何らかの形で支援ができる、あるいは来年度予算に向けて支援ができないでしょうかということでも協議をさせていただいているところでございます。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

卒業生のうち6割が活動していらっしゃるって、これは非常に素晴らしいですね。

青山委員 すごいですね。

委員長 素晴らしいと思います。地域にとっては宝物のような存在ですので、ぜひ先ほどおっしゃったような予算的な支援ができるといいですね。

青山委員 2年間というのは、やっているところ、ないですね。

委員長 そうですね。2年間やって、63名も残るといのは素晴らしいと思います。

高野委員 そうですね。75パーセント。

委員長 そうですね。

高田委員 1期は、すごく多かったですね。

社会教育課長 はい。1期は、入学時に85名おりました。そういう意味では、各コース30人で90名定員ですから、ほぼ満員です。ただ、2期生については、先ほど申し上げたように、41名で約半分程度ですね。既に1年たっておりますので、退学、休学の予定の方がいらっしゃるの。課題としては、だんだん見えてきたのは、一つは、2年間というのが現実にどうなのか。特に今年度、夜間の2期生の人数が減っている部分がありますので、夜間のコースとかについては、少し何らか検討が必要なのかなというふうには。どうしても都合で退学された方の理由を聞くと、特に夜間の場合は仕事の関係で、仕事のシフトが変わったとか、転勤になったとかという形でという部分がありますので、その辺が非常に難しいのかなと思います。ただ、今年度は、今のところ、一応、昨年と同じで、14名の方が夜間についても応募されているので、その方々に

ぜひ残っていただくような形で、お話しさせていきたいと考えてございます。

委員長 夜間の方の場合、年齢層は比較的若いですか。

社会教育課長 はい。30代 60代の方もいらっしゃいますが、30代、40代の方が多いです。

委員長 そうですね。

社会教育課長 その辺が、仕事のかかわりで、なかなか難しい部分があるのかなという気は若干します。

委員長 そうですね。仕事のかかわりで難しい部分はあるのですが、そういった年齢層に活躍していただきたいという思いもあります。

社会教育課長 はい。

委員長 では、よろしいでしょうか。

その他の報告事項ですが、9月から11月までの教育委員会関係主要行事については、配付資料のとおりですが、これに関して何かございますでしょうか。

社会体育課長 行事予定の4ページの下の方に体育の日記念行事がございます。10月7日の日曜日が区民大会の開会式でございます。8日の月曜日祝日がスポーツセンター等の無料開放になってございます。この体育の日の記念行事の区民体育大会開会式でございますが、例年開催させていただいているものでございます。本日、各委員の先生の皆様の前に御案内の通知と、あと出欠の御連絡というお願いという形になってございますので、出欠につきまして、後日、御連絡いただけますと幸いです。

なお、今年の区民体育大会開会式につきましては、例年どおり日曜日の午前10時から12時を予定してございます。区政80周年記念式典が前日にございますが、区民大会でもお祝いしようということで、今回は入場行進、通常はテーブルでやっているところを南千住第二中学校のブラスバンド部の皆さんによる生演奏とし、また、ブラスバンドの皆さんにはもう1曲、演奏を披露していただく予定でございます。

あと、もう一つ、アトラクションとしまして、今年から第七中学校で新しくダンス教育部長がつくられましたので、ダンスの必修科に伴いまして、そのダンス部で東京都が推奨しています、ゆりーとダンスを披露してもらいます。中学生の部活の発表を兼ねて御協力いただきたいと考えております。そのような開会式を今年は開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高野委員 いいではないですか、前よりも。

委員長 楽しみです。

では、予定しておりました事項は以上ですが、事務局より連絡事項がありましたら、お願い

いたします。

教育総務課長 教育委員会の日程を見ていただきたいと思います。定例会なのですが、次回、9月28日につきましては、前回もお話をさせていただきましたが、3時30分からの開催ということで変更をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、10月26日金曜日なのですが、こちらにつきましては先生方の御要望もございましたので、中学校の方で教育委員会をしたいということで、今、調整中でございます。できれば八幡中が、今、新校舎を建設しておりますので、そちらの方に行きたいということで、これから調整に入りますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。八幡中ですね。

ほかに何かございますでしょうか。

では、ないようですので、以上をもちまして、教育委員会第17回定例会を閉会いたします。

了